

令和3年度 指導について

度会広域連合

動画視聴の注意事項

- ★動画再生には大量のデータ通信を行います。携帯・通信キャリア各社にて通信料が発生した場合、その費用は事業所様のご負担となりますのでご了承をお願いします。
- ★スマートフォンやタブレットでご視聴の場合は、Wi-fi環境でのご利用を推奨します。
- ★インターネット回線の状況や企業側のメンテナンス、その他視聴者側のパソコン環境等により、映像や音声途切れる、又は停止するなど正常に視聴できないことがあります。
- ★スライドの切り替えが早く、文書を確認できない場合は動画の一時停止機能をご利用ください。また、資料はダウンロード可能ですので、そちらもご利用ください。

目次

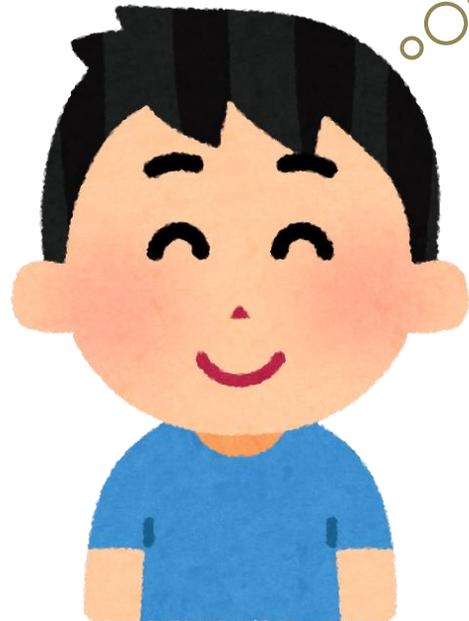
- 1 指導とは
- 2 令和2年度 実地指導報告
- 3 処遇改善加算相談事業について
- 4 令和3年度 指導方針
- 5 実地指導の標準化について
- 6 令和3年度 介護報酬改定について

目次

- 1 指導とは
- 2 令和2年度 実地指導報告
- 3 処遇改善加算相談事業について
- 4 令和3年度 指導方針
- 5 実地指導の標準化について
- 6 令和3年度 介護報酬改定について

1. 指導とは

令和2年度 実地指導にて...



見直しをする
きっかけになった

間違っていないことが
確認できて安心できた

気になっていたことが
質問できて良かった

令和2年度 実地指導にて...

返還になるかも...

取り締まり...

監査がある...

何を言われるのか...



「指導」 = 「事業所支援」

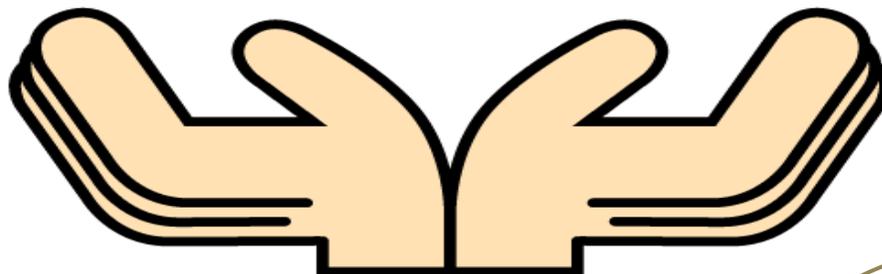


サービスの質の向上

事業所

よりよいケアの実施

不正・過失行為の
未然防止



自らルールを守るための取
組を行えるよう個別に支援

正確な情報の伝達・共有

集団指導で伝達した内容
や運営等の個別支援

集団指導

その他相談事業
等

実地指導

介護給付費等対象
サービスの取り扱い

周知の徹底

介護報酬の請求

指導と監査の違い

【指導】 支援

事業者に対し、人員基準、運営基準、報酬基準等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、事業所を支援すること。

- ・介護サービスの質の向上・確保
 - ・保険給付の適正化
- ※定期的に行われる

【監査】 公正適切な措置

事業者に対し、人員基準、運営基準、報酬基準等に定める介護給付等サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合に事実関係を把握し、公正且つ適切な措置を取ること。

※入手した情報等により随時行われる

目次

- 1 指導とは
- 2 **令和2年度 実地指導報告**
- 3 処遇改善加算相談事業について
- 4 令和3年度 指導方針
- 5 実地指導の標準化について
- 6 令和3年度 介護報酬改定について

2・令和2年度 実地指導報告

～実地指導件数～

実施事業所数		文書指導数	口頭指導数
9事業所		11	60
	グループホーム	2	
	居宅介護支援	2	
	地域密着型通所介護	2	
	第1号通所事業	2	
	小規模多機能型居宅	1	



2・令和2年度 実地指導報告 ～指導事項からの留意点～

①秘密保持について

- ★従業員が業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を、退職後も漏らすことがないように、秘密を保持すべき旨の誓約書等を徴取するなど、必要な措置を講じること。
- ★利用者の家族に関する個人情報を使用する場合には、当該家族の同意をあらかじめ文書にて得ておくこと。

②非常災害対策について

- ★基準に定められている非常災害対策に従って、定期的に避難訓練等必要な訓練を行うこと。
- ★「南海トラフ地震防災対策計画」を定めることが必要な地域に立地している場合は、南海トラフ地震を想定した避難訓練等を実施すること。



③苦情対応について

- ★苦情はサービスの質の向上を図る上での重要な情報である。要望事項等も含め広く意見の聴取に努めること。
- ★苦情等を全職員に周知しサービスの質の向上に向けた取組を行うこと。

④事故発生時の対応について

- ★県長寿介護課作成の苦情・事故対応マニュアルを自事業所のマニュアルとしている事業所が多くみられた。各事業所の職員体制や職務権限、事業所の実態に応じた事務処理手続きを定めたものとして作成すること。

* 事故発生時の報告について

事故発生時の報告について、ホームページに別途資料を掲載していますので確認をお願いします。

⑤運営規程、契約書等について

★平成30年度の改定において、内容及び手続の説明及び同意に係る箇所について、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）の項目が追加されたので重要事項説明書に記載すること。

★各種規程について事業所の現在の運営状況と異なっている箇所、変更がされていない箇所を確認の上、必要に応じ変更すること。

（令和3年度に基準改定が行われましたので、その内容を確認したうえで行って下さい。）



⑥居宅介護支援

★サービス計画等について

・居宅サービス計画書の内容に係る同意署名は利用者に署名をもらうこと。

* 家族等が代筆した場合には利用者名の下段等に代筆者の氏名・続柄を記載しておくこと。

★指定居宅介護支援の具体的取扱方針について

・次の2点の取扱いを再度確認すること。

①利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合には、主治の医師等の意見等を求めること。

②福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の必要性を検証し、理由を居宅サービス計画へ記載すること。

★ケアマネジメント基本方針について

・高齢者の自立支援、重度化防止等に資することを目的としてケアマネジメントが行われるよう、基本方針を再度確認いただきますようお願いします。

(ケアマネジメント基本方針については別途ホームページに資料を掲載)



⑦ 処遇改善加算等について

★事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、特別な事情に係る届出書を提出すること。

【介護保険最新情報Vol.935 介護職員処遇改善加算及び介護職員特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について 7-（2）】

参考Q&A

Q：法人の業績不振に伴い業績連動型の賞与や手当が減額された結果、賃金改善実施期間の賃金が引き下げられた場合、特別事情届出書の提出は必要なのか。

A：事業の継続を図るために特別事情届出書を提出した場合を除き、賃金水準を低下させてはならないため、業績連動型の賞与や手当が減額された結果、賃金改善実施期間の賃金が引き下げられた場合、特別事情届出書の提出が必要である。

【平成27年度介護報酬改定に関するQ&A】



⑦ 処遇改善加算等について

★管理者兼生活相談員や、専従看護職等は介護職員処遇改善加算の配分対象外であることに留意すること。

同加算はあくまで直接処遇職員に対するものであって、ケアマネジャー、看護師、生活相談員、事務員、調理師など、間接処遇職員については対象外である。

【第118回介護給付費分科会（H27.1.9）参考資料3より抜粋】

処遇改善加算、特定処遇改善加算のいずれにおいても、賃金に対して処遇改善が行われるので、役員報酬のみ受け取る役員は処遇改善加算の配分対象とはなりません。

⑦ 処遇改善加算等について

★介護職員処遇改善計画書・介護職員特定処遇改善計画書内の前年度の介護職員の賃金の総額について、参考となるQ&Aを下記に示しますので、ご注意ください。

Q：介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書において、介護職員（職員）の賃金の総額を計算するに当たり、「なお、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の（介護職員）の賃金の総額を推定するものとする」とされているが、「これにより難い合理的な理由がある場合」とは、例えばどのような場合を想定しているのか。



⑦ 処遇改善加算等について

A : ★これにより難しい合理的な理由がある場合としては、例えば、

- ・前年の10月に事業所を新設した等サービス提供期間が12ヶ月に満たない場合、
- ・申請する前年度において職員の退職などにより職員数が減少し、基準額となる賃金総額として適切でない場合、
- ・前年（1～12月）の途中から事業規模の拡大又は縮小を行い、申請年度においては、変更後の事業規模で実施する予定である等、当該年度の賃金総額として適切な規模に推定する必要がある場合

等を想定している。

★なお、具体的な推計方法については、例えば、

- ・サービス提供期間が12ヶ月に満たない場合は、12ヶ月サービスを提供していたと仮定した場合における賃金水準を推計すること
- ・事業規模を拡大した場合は、比較時点にいない職員について、当該職員と同職であつて、勤務年数等が同等の職員の賃金水準で推計すること

等が想定される。

★また、複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業所において、当該申請に係る事業所等に増減があった場合は、変更の届出が必要とされているが、例えば、事業所が増加することにより、職員も増えた場合における推計方法は、当該職員と同職であつて勤務年数等が同等の職員の賃金水準で推計し、前年度（前年の1～12月）の賃金総額を推計することが想定される。

⑦処遇改善加算等について

実績報告書の提出時において、基準額1、2及び3に変更の必要が生じた場合の対応方法について、参考となるQ&Aを下記に示しますので、ご留意ください。

Q:処遇改善計画書及び実績報告書において基準額1、2（前年度の（介護職員の）賃金の総額）及び基準額3（グループ別の前年度の平均賃金額）の欄が設けられているが、実績報告書の提出時において、基準額1、2及び3に変更の必要が生じた場合について、どのように対応すればよいか。

A: ★ 処遇改善加算及び特定加算（以下「処遇改善加算等」という。）については、原則、当該事業所における処遇改善加算等により賃金改善を行った総額が、処遇改善加算等による収入額を上回る必要があり、実績報告においてもその点を確認しているところ。
★ 当該事業所における処遇改善加算等により賃金改善を行った総額については、
① 前年度の賃金の総額（基準額1、2）
② 処遇改善加算又は特定加算による賃金改善を含めた当該年度の賃金の総額を比較し計算することとしているが、①について職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合や、②について経営状況等が変わった場合、以下の取扱いが可能である

⑦ 処遇改善加算等について

<①について職員構成や賃金改善実施期間等が変わることにより、修正が必要となった場合>

当該年度において、勤続年数が長い職員が退職し、職員を新規採用したこと等により、前年度と職員構成等が変わった場合や賃金改善実施期間が処遇改善計画書策定時点と変わった場合等に、処遇改善計画書に記載した前年度の賃金の総額が、②と比較するに当たっての基準額として適切ではなくなる場合がある。

通常は、処遇改善計画書の変更の届出を行い、基準額 1、2 の額を推計することにより修正することとなるが、この場合は、実績報告書の提出時において、変更前後の基準額と合理的な変更理由を説明することで差し支えない。（令和 2 年度実績報告書においては、説明方法は問わないが、令和 3 年度においては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等 特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 3 年 3 月 16 日老発 0316 第 4 号）でお示しした実績報告書（様式 3 - 1）の「⑥その他」に記載されたい。）なお、これは、基準額 3 についても同様であるとともに、推計方法は、令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 1）（令和 3 年 3 月 19 日）問 22 を参考にされたい。

⑦処遇改善加算等について

<②について経営状況等が変わった場合>

サービス利用者数の減少などにより経営が悪化し、一定期間収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況により、賃金水準を引き下げざるを得ない場合は、特別事情届出書を届け出ることによって、計画書策定時点と比較し「加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額」が減少し、実績報告書において賃金改善所要額が加算総額を下回ることも差し支えない。なお、賃金水準を引き下げた要因である特別な状況が改善した場合には、平成 27 年度 介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 2) (平成 27 年 4 月 30 日) 問 56 のとおり、可能な限り速やかに賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要があること。

目次

- 1 指導とは
- 2 令和2年度 実地指導報告
- 3 処遇改善加算相談事業について
- 4 令和3年度 指導方針
- 5 実地指導の標準化について
- 6 令和3年度 介護報酬改定について

3. 処遇改善加算相談会について

★処遇改善加算について、以下のような相談や質問等を受け付けます。

1. 処遇改善加算や特定処遇改善加算の新規取得を目指す相談
2. より上位の処遇改善加算や特定処遇改善加算の取得を目指す相談
3. 現在の受給、支給状況が適切かどうかの相談
4. その他、処遇改善加算、特定処遇改善加算に関する質問 等

※質問の内容と新型コロナウイルスの感染状況等により対応方法が変わります。
例：電話回答、事業所へ訪問、度会広域連合へ必要書類を持参して頂く 等

★対象事業所

度会広域連合管内の地域密着型サービス事業所

★期間

令和3年8月1日～令和4年3月31日



質問、相談はお気軽にどうぞ。

目次

- 1 指導とは
- 2 令和2年度 実地指導報告
- 3 処遇改善加算相談事業について
- 4 **令和3年度 指導方針**
- 5 実地指導の標準化について
- 6 令和3年度 介護報酬改定について

4・令和3年度 指導方針

重点項目

- (1) 法令遵守の状況
- (2) 感染症等対策について
- (3) 危機管理への取組みについて

(1) 法令遵守の状況

介護保険制度は住民から集めた保険料と公費から成り立っている公的な制度です。制度の健全な運営によって、利用者本位で質の高い介護サービスが提供されるよう、行政と事業所のそれぞれの立場で取り組んでいく必要があります。

実地指導では令和3年度の改定を踏まえ、以下の事項を中心に法令遵守の状況を確認します。

- ・人員基準及び運営基準等について、自己点検体制が確保されているか。
- ・適正な介護報酬の請求が行われているか。（特に加算関係）
- ・職員に対する人格尊重義務の周知・徹底が行われているか。

(2) 感染症等対策について

感染防止対策の取組等の見直しが図られるよう、以下の事項について確認します。

- ・感染症対策マニュアル等に基づき、事業所内で適切な対策が取られているか。
- ・感染が疑われる者等が発生した場合に、保健所等への連絡、消毒等の実施、濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定制や勤務体制の見直しなどができる体制となっているか。

令和3年度の改定にて業務継続計画を作成することが義務づけられています。3年間の経過措置はありますが、万が一の際の備えをあらかじめしておくことが大切です。



(3) 危機管理への取組みについて

危機管理体制の整備やマニュアル等について、事業所の実態に合ったものとなっているか、見直しをお願いします。

- ・ 火災・地震・風水害等が発生した場合の消火及び避難・通報体制の確保や訓練が適切に行われているか。
- ・ 事故発生時の対応について、マニュアル等を作成し、適切な措置が講じられているか。
- ・ ヒヤリ・ハット事例の分析など、事故の未然防止策が講じられているか。



目次

- 1 指導とは
- 2 令和2年度 実地指導報告
- 3 処遇改善加算相談事業について
- 4 令和3年度 指導方針
- 5 実地指導の標準化について
- 6 令和3年度 介護報酬改定について

5・実地指導の標準化について

令和3年度より、国の示す「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」に基づき、実地指導を行います。変更になる点は以下のとおりです。

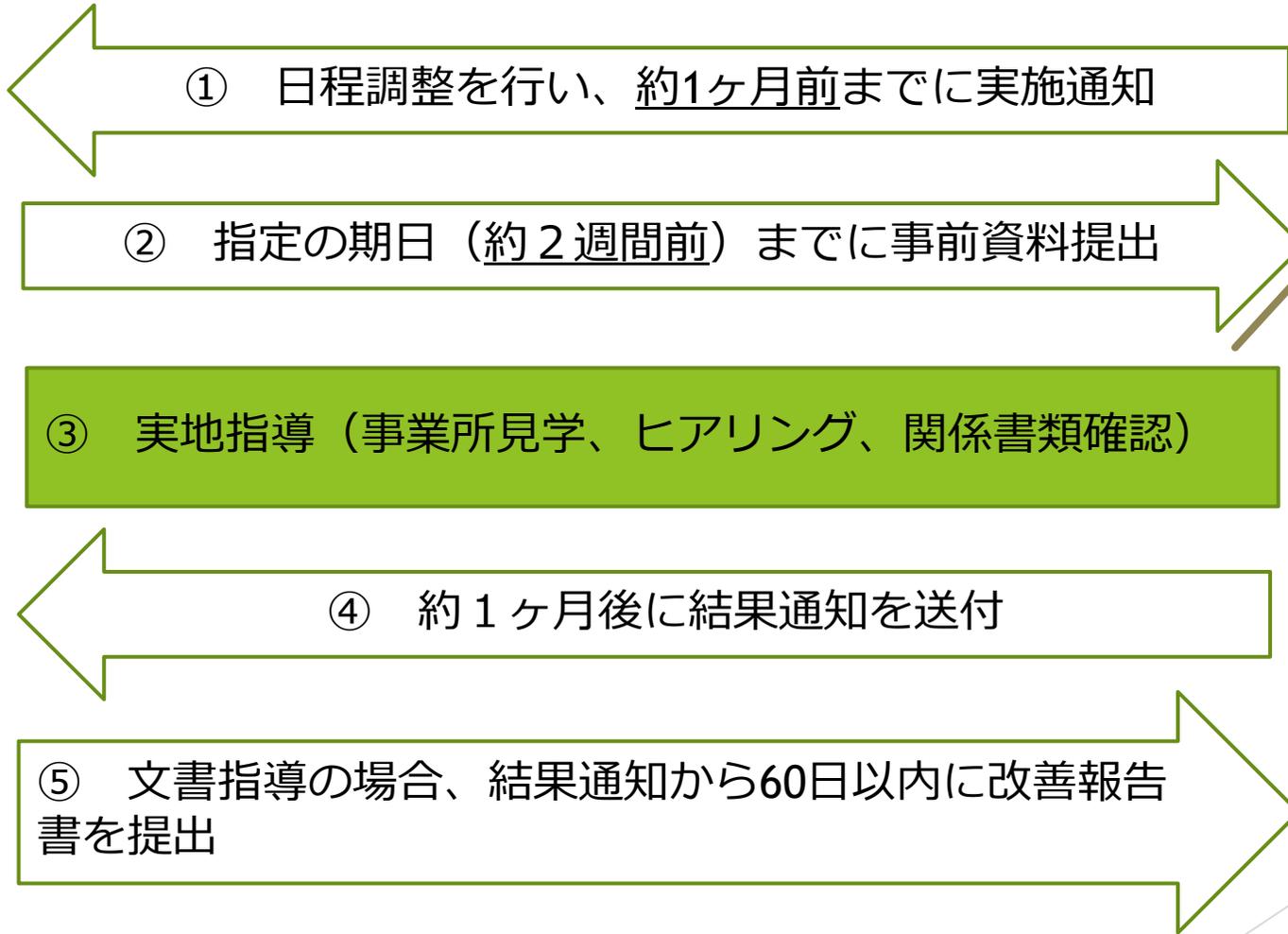
当日確認書類の限定

- ・国の「標準確認項目」及び「標準確認書類」に従い実地指導を実施しますので、「標準確認項目」以外の項目は特段の事情がない限り確認を行わないものとし、「標準確認文書」以外の文書は原則求めないものとします。
- ・また利用者へのケアの質を確認するための記録等については原則として1事業所3人までとします（ただし居宅介護支援事業所は原則として介護支援専門員1人あたり1～2名）。

5・実地指導の標準化について

～実地指導の流れ～

事業所



度会広域連合

感染症流行等の状況により、役場・度会広域連合で実施することがあります。

5・実地指導の標準化について

～実地指導当日の流れ～

時間	内容
10:00	開始
	①本日の流れと指導の目的について共有 当日の流れと、指導の目的について説明します。
	②事業所内部の見学 事業所内部の見学をさせていただきます。
	③書類の確認 ・運営指導（国が示す標準確認項目を確認） ・報酬指導 広域連合職員が書類等を確認させていただきます。 確認する中でわからない点があれば、事業所担当者様にお聞きします。
14:00	④講評 指導結果を口頭で講評します。
15:00	⑤事業所からの質問の受付・情報交換等 この機会に聞いておきたいこと等があれば、受付します。 また、事業所の地域での役割、現在の困りごと等をお聞きします。
16:00	終了

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、令和2年度同様、構成町役場会議室等で実施する場合は、事業所内部の見学はありません。

* 時間については現在の目安です。

5・実地指導の標準化について

～実地指導当日の流れ～

時間	内容
10:00	開始
	①本日の流れと当日の流れと、指導
	②事業所内部の見学を
	③書類の確認 ・運営指導（国が） ・報酬指導 広域連合職員が書類確認する中でわから
14:00	④講評 指導結果を口頭で講評します。
15:00	⑤事業所からの質問の受付・情報交換等 この機会に聞いておきたいこと等があれば、受付します。 また、事業所の地域での役割、現在の困りごと等をお聞きします。
16:00	終了

度会広域連合の指導目的である「事業所支援」「事業所とともに地域をつくる」ため、実地指導時に事業所との情報交換を行います。

- ・ 現在、運営等で困っていること
- ・ 事業所の理念や、地域における事業所の役割
- ・ 事業所の取り組み
- ・ 運営、報酬に関する質問

などにつきご意見をお聞かせ下さい。

* 時間については現在の目安です。

5・実地指導の標準化について

～新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業所に訪問出来ない場合についての対応～

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、構成町役場の会議室等にて、事業所様に書類を持参していただき実地指導を実施しました。

令和3年度におきましても、感染症の状況により事業所様にお伺いできない場合、令和2年度同様の方法にて実施することを考えております。

事業所様におきましては、お忙しい中、書類の準備等でお手数がかかりますが、よろしくお願いいたします。

目次

- 1 指導とは
- 2 令和2年度 実地指導報告
- 3 処遇改善加算相談事業について
- 4 令和3年度 指導方針
- 5 実地指導の標準化について
- 6 令和3年度 介護報酬改定について

6 令和3年度介護報酬改定について

令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

改定率：+0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%（令和3年度）

1. 感染症や災害への対応力強化

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組の強化 ・災害への地域と連携した対応の強化 ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

○認知症への対応力向上に向けた取組の推進

・認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充 ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

○看取りへの対応の充実

・ガイドラインの取組推進 ・施設等における評価の充実

○医療と介護の連携の推進

・老健施設の医療ニーズへの対応強化

○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化

・訪問看護や訪問入浴の充実 ・緊急時の宿泊対応の充実 ・個室工場の定員上限の明確化

○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

・事務の効率化による通減制の緩和 ・医療機関との情報連携強化 ・介護予防支援の充実

○地域の特性に応じたサービスの確保 ・過疎地域等への対応（地方分権提案）

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進

・職員の離職防止・定着に資する取組の推進

・サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実

・人員配置基準における自立支援への配慮 ・ハラスメント対策の強化

○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和

・会議や多職種連携におけるICTの活用

・特養の併設の場合の業務等の緩和 ・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和

○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

・署名・押印の見直し ・電磁的記録による保存等 ・運営規程の提示の柔軟化

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化

・リハビリテーションマネジメントの強化 ・退院退所直後のリハの充実

・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進

・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化

○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

・CHASE・VISIT情報の取組活用とPDCAサイクルの推進

・ADL維持等加算の拡充

○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

・施設での日中生活支援の評価 ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

○評価の適正化・重点化

・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し ・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し

・長期利用の介護予防リハの評価の見直し ・居宅療養管理指導の居宅場所に応じた評価の見直し

・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し ・介護職員処遇改善加算（IV）（V）の廃止

・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

○報酬体系の簡素化

・月額報酬化（療養通所介護） ・加算の整理統合（リハ、口腔、栄養等）

6. その他の事項

・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

・高齢者虐待防止の推進 ・基準費用額（食費）の見直し

・基本報酬の見直し

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置を義務づける。

* その他の改定事項については厚労省のホームページ及び構成町条例を確認の上、適切に対応していただくようお願いします。

なお、参考として厚労省の資料「令和3年度介護報酬改定の主な事項について」をホームページに掲載しておりますのでご確認下さい。

ご視聴いただきありがとうございました

▶ 集団指導

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は資料配布にて集団指導としましたが、令和3年度はこの動画配信をもって集団指導とします。

資料確認後、事業所毎に集団指導参加整理票の提出をお願いします。

▶ 実地指導

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、役場会議室等に書類を持参していただく形式で実施しました。令和3年度も感染の状況に応じて対応していきます。8月より順次実施する予定ですので、該当する事業所様へは1ヶ月前にご連絡させていただきます。